

2 古来より開発が進んだ河川農業水利

○「小さな自然」の滋賀の川

◆大自然と小自然

日本の河川の歴史は、大水や干ばつといった自然の脅威と制御の歴史でもあります。例えば、信濃川や利根川といった延長の長い国内大河川の下流域は、川幅や流域が広く、流量も非常に大きいことから、人間の力で制御することの困難な「大きな自然」と言えます。そのため、水田の開発は土木技術の発達した太閤検地以降まで待つ必要がありました。

一方、滋賀県の河川は、源流から河口の琵琶湖までの延長が短く、流域も狭いため、全体的に「小さな自然」として制御が容易で、自然災害も比較的少ないことから、古来より水田が開発され、安定した農業生産が可能であったという特色があります。

◆古来の水利開発

古代から鎌倉時代の間には開発されたとされる県内河川水利の事例を、愛知川周辺市町の史誌から見ていきます。

古代の水利成立の伝説

大正期の「農業水利及土地調査書」の記述によると、愛知川の池

田井は、第12代景行天皇の勅旨により創始し、676年3月に天武天皇によって修理を命じられたとされています。これらの記述には、正確性に疑問も残りますが、いずれにしても、非常に古い時代に成立したことがうかがわれます。

条里制以前の成立

愛知郡一帯の統一条里制地割は、8世紀半ばには成立していたと考えられています。

愛知井の流路は、条里地帯の中を統一地割と異なる方位で流れています。このことから、大規模統一条里制が施工される前から、愛知井が既に地域を潤していたと考えられています。

◆水を分け合う仕組み

「小さな自然」を特色とする滋賀県の河川は、集水域が限られ、特に扇状地地形に位置する天井川は、水不足となりやすい特徴がありました。

村落が発達して、より組織的に水管理が行われるようになった室町時代以降には、同じ井堰から取水する

村々が「井組」というグループを形成して、水を井組内で分け合って使う取り決めを、徐々に整えていきました。

例えば、渇水発生時には、井組内の各村の石高やかんがい面積に応じて、水を入れる時間を区切る「番水制」という取り決めを定め、少ない水を分け合って使っていました。

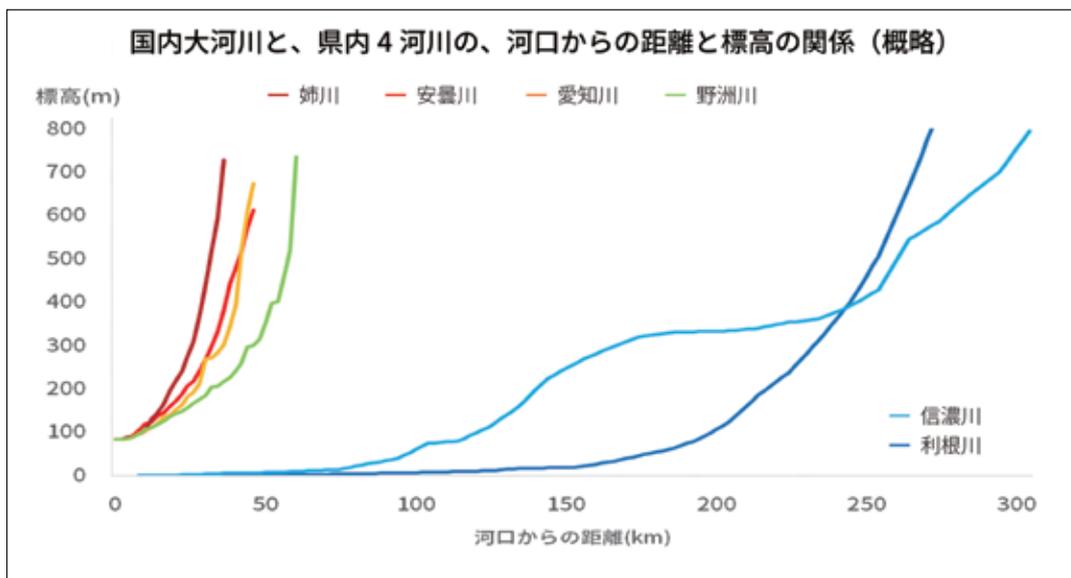
また、愛知川流域においては、徳水（得水）という制度がありました。愛知川流域には、段丘面に沿って、川から遠く離れた村まで送水する用水路が多くあります。井組の井元村よりも上流にあたる村々は、「徳水区域」となって、費用を負担せずに引水の権利を有することがありました。

これらの慣行は、水不足に悩まされることが多かった河川中流域での特徴であり、琵琶湖周辺に位置する下流域には、あまり見られませんでした。

(参考)

愛知川水利史編集委員会編(1992)『愛知川水利史』p.58-78, 愛知川沿岸土地改良区

秦荘町史編集委員会編(2005)『秦荘町史 第1巻 古代・中世』p.170-174, 愛荘町農林水産省近畿農政局淀川水系農業水利調査事務所編(1983)『淀川農業水利史』p.110-115, 農業土木学会



○近代以降の河川かんがいの発達

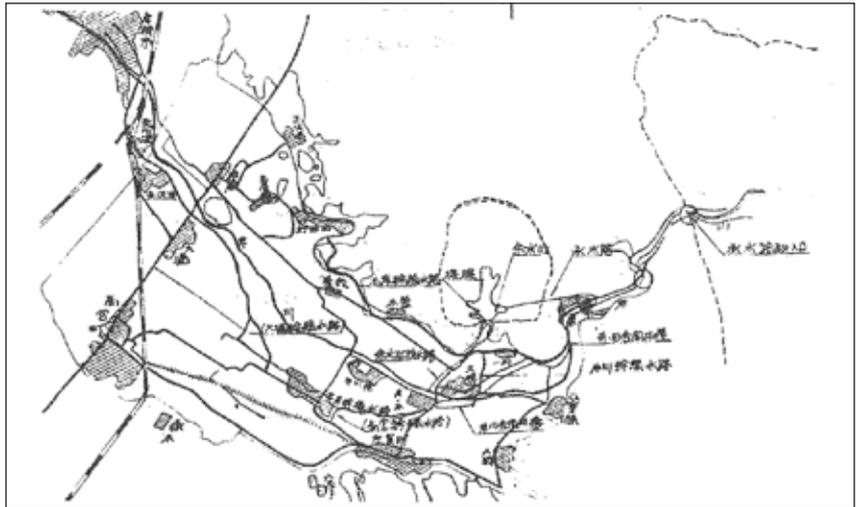
昭和10年代の戦時体制下から昭和30年ごろにかけて食糧増産が叫ばれる中、ダムの建設や井堰統合といった、大規模な県営農業水利改良事業や、災害に伴う井堰復旧工事が進められました。ここでは、II部（地域毎の水利の変遷）に記載した以外の事例を見ていきます。

◆芹川ダム・芹川合同井堰

当時の多賀町、高宮町、彦根市にまたがる芹川沿岸の農地は、芹川の表流水が主な水源でしたが、古来より用水が不足しがちであり、多賀対高宮の対立など、水争いが絶えませんでした。そのため、小さなため池や野井戸から揚水機を利用した用水補給でしのいでいましたが、干害が年々増加したことから、根本的な水源確保対策がなされることとなりました。

しかし、芹川には、流路を締め切って貯水ダムを建設する適地はありませんでした。そこで、芹川から少し離れた別の谷に土堰堤を築いて、芹川上流から専用の導水路で水を引いて貯水することにしました。また、貯水池から左岸側への送水は、芹川合同井堰の堰体の中を通して芹川を横断させることで、芹川の流水も取り込みながら水を送ることができるように工夫されています。

貯水地となる地元住民の理解を得



▲芹川地区 地区概要図 [提供：滋賀県]

て、昭和14年に事業を開始し、終戦をまたいだ昭和31年に工事が完成しました。その用水は芹川兩岸659haに行き渡るようになりました。

◆天野川合同井堰

昭和28年9月、猛威をふるった台風13号は、野洲川や安曇川の堤防を決壊させるなど、非常に大きな台風でした。当時の坂田郡米原町、近江町でも、天野川の大部分の井堰が流されてしまいました。

そこで、複数あった井堰を一カ所に統合して恒久的な構造を備えた天野川合同井堰として復旧することで、用水の取水や分水を合理化し、個々の井堰の復旧に掛かる費用や維持管理費の節減を図ることになりました。この井堰は、一旦、左岸側に取水した後、逆サイホンの原理で右



▲県営災害復旧事業 天の川頭首工（米原市） [提供：滋賀県]

岸側にも送水する構造でした。

丹生川でも同様に井堰が統合がされ、両合同井堰を合わせて901haの水田をかんがいするようになりました。しかし、天野川下流では用水が不足したため、後に琵琶湖揚水事業が行われた結果、流域1214haの用水は盤石なものとなりました。

(参考)

滋賀県史編さん委員会編（1976）『滋賀県史 昭和編 第3巻農林編』p.116, 156, 191-197, 204, 滋賀県

滋賀県耕地指導課編（1984）『滋賀の土地改良』p.52-53, 59-60, 滋賀県耕地指導課



▲芹川地区 芹川合同井堰（多賀町） [提供：滋賀県]



▲芹川ダム（多賀町） [提供：滋賀県]